

回答書

分類	No	項目	質問事項	回答
メンテナンス 関連	1	走行距離	EVバスの月間予定走行距離は何 km でしょうか。	月間約 1800 km の走行を想定しています。
	2	EV車両のメンテナンス業務①	放送装置やバックモニタなどの付属品、自動扉などの特殊装置はメンテナンス対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	3	EV車両のメンテナンス業務②	シート・握棒・吊革などの社内装備品及びバンパ・ミラーなどの車外取付品はメンテナンス対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	4	EV車両のメンテナンス業務③	事故による車両破損の修理費用は契約対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	5	EV車両のメンテナンス業務④	外的要因（衝突・接触・物の飛来・いたずら）などによる破損の修理費用は契約対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	6	EV車両のメンテナンス業務⑤	車両の運行会社の過失に起因する車両不具合及び破損の修理費用は契約対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	7	EV車両のメンテナンス業務⑥	市で準備する運賃箱、タッチ決済機器、バスロケーションシステム機器、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの修理費用は契約対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	8	タイヤ交換	スタッドレスタイヤへの交換は契約対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	9	代車	車検・法定点検・その他一般修理時及び事故修理時の代車提供は契約対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
契約関連	10	契約期間	契約期間は令和9年2月1日～とありますが、車両の新規登録が2月1日でなかった場合でも契約開始が2月1日となるのでしょうか。	仕様書に記載のある契約期間は変更不可となります。ただし、車両の納車時期については令和9年4月からの運行開始に支障がない範囲であれば相談可能です。
	11	契約保証金	契約保証金が免除される条件として、「過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。」とありますが、警視庁との普通乗用車（ガソリン車）の新車契約や、同じく警視庁との普通乗用車（EV）の再リース契約（いずれも本件と同等以上の契約総額）は免除対象の契約実績となりますでしょうか。また上記の免除条件における「契約を2回以上誠実に履行」について、契約期間中の契約は免除対象の契約実績となりますでしょうか。	普通乗用車を同種（今回の契約だと、EVバス車両と充電設備）として取り扱えません。また契約実績として認められるのは履行済の案件のみで、履行中の案件は実績として認められません。